

# 消防活動阻害物質 関係法令まとめ

## 消防法

(圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出)

第九条の三 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

## 危険物の規制に関する政令

(届出を要する物質の指定)

第一条の十 法第九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- 一 圧縮アセチレンガス 四十キログラム
- 二 無水硫酸 二百キログラム
- 三 液化石油ガス 三百キログラム
- 四 生石灰（酸化カルシウム八十パーセント以上を含有するものをいう。） 五百キログラム
- 五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物のうち別表第一の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量

**六 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物のうち別表第二の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量**

2 法第九条の三第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第八十七条第一項又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。第十一条第一項第四号及び第十三条第一項第六号において「水素等供給等促進法」という。）第二十四条第二項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第九条の三第二項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

別表第一（第一条の十関係）

(一) シアン化水素	三〇キログラム
(二) シアン化ナトリウム	三〇キログラム
(三) 水銀	三〇キログラム
(四) セレン	三〇キログラム
(五) ひ素	三〇キログラム
(六) ふつ化水素	三〇キログラム
(七) モノフルオール酢酸	三〇キログラム
(八) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

別表第二（第一条の十関係）

(一) アンモニア	二〇〇キログラム
(二) 塩化水素	二〇〇キログラム
(三) クロルスルホン酸	二〇〇キログラム
(四) クロルピクリン	二〇〇キログラム
(五) クロルメチル	二〇〇キログラム
(六) クロロホルム	二〇〇キログラム
(七) けいふつ化水素酸	二〇〇キログラム
(八) 四塩化炭素	二〇〇キログラム
(九) 臭素	二〇〇キログラム
(十) 発煙硫酸	二〇〇キログラム
(十一) ブロム水素	二〇〇キログラム
(十二) ブロムメチル	二〇〇キログラム
(十三) ホルムアルデヒド	二〇〇キログラム
(十四) モノクロル酢酸	二〇〇キログラム
(十五) よう素	二〇〇キログラム
(十六) 硫酸	二〇〇キログラム
(十七) りん化亜鉛	二〇〇キログラム
(十八) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

## 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第一及び同令別表第二の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令を次のように定める。

（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量）

第一条 危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(一) 塩化亜鉛	三〇キログラム
(二) 酢酸亜鉛	三〇キログラム
(三) 硫酸亜鉛	三〇キログラム
(四) りん酸亜鉛	三〇キログラム
(五) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(六) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(七) 三酸化アンチモン	三〇キログラム
(八) 酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(九) アンモニアを含有する製剤（アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。）	三〇キログラム
(十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(十一) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(十二) 塩化水素を含有する製剤（塩化水素三六%以下を含有するものを除く。）	三〇キログラム
(十三) 塩素	三〇キログラム
(十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(十五) 酸化カドミウム	三〇キログラム
(十六) 硝酸カドミウム	三〇キログラム
(十七) 硫化カドミウム	三〇キログラム
(十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。）	三〇キログラム
(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二十二) クロルピクリン含有する製剤	三〇キログラム
(二十三) クロルメチル含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル	三〇キログラム

以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。）	
(二十四) クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二十五) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二十六) 四ークロロー二ーフルオロー五ー [(R S) ー (二・二・二ートリフルオロエチル) スルフィニル] フェニル=五ー [(トリフルオロメチル) チオ] ペンチル=エーテル (別名フルペンチオフェノックス) 及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二十七) けいふっ化水素酸を含有する製剤	三〇キログラム
(二十八) けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二十九) けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(三十) けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	三〇キログラム

**(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)**

第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(一) 塩化亜鉛	二〇〇キログラム
(二) 酢酸亜鉛	二〇〇キログラム
(三) 硫酸亜鉛	二〇〇キログラム
(四) りん酸亜鉛	二〇〇キログラム
(五) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(六) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(七) 三酸化アンチモン	二〇〇キログラム
(八) 酒石酸アンチモンルカリウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(九) アンモニアを含有する製剤 (アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。)	二〇〇キログラム
(十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(十一) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(十二) 塩化水素を含有する製剤 (塩化水素三六%以下を含有するものを除く。)	二〇〇キログラム
(十三) 塩素	二〇〇キログラム
(十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(十五) 酸化カドミウム	二〇〇キログラム
(十六) 硝酸カドミウム	二〇〇キログラム

(十七) 硫化カドミウム	二〇〇キログラム
(十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十二) クロルピクリンを含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十三) クロルメチルを含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(二十四) クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十五) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十六) 四一クロロ一ニフルオロ一五―〔(R S)―(二・二・二一トリフルオロエチル)スルフィニル〕フェニル＝五―〔(トリフルオロメチル)チオ〕ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十七) けいふつ化水素酸を含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十八) けいふつ化カリウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(二十九) けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(三十) けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(三十一) 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(三十二) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(三十三) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(三十四) 二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇%以下を含有する製剤	二〇〇キログラム
(三十五) 四塩化炭素を含有する製剤	二〇〇キログラム
(三十六) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(三十七) 塩化第一すず	二〇〇キログラム
(三十八) 塩化第二すず	二〇〇キログラム
(三十九) 硫酸第一すず	二〇〇キログラム

(四十) 塩化第一銅	二〇〇キログラム
(四十一) 塩化第二銅	二〇〇キログラム
(四十二) 硫酸銅	二〇〇キログラム
(四十三) 一酸化鉛	二〇〇キログラム
(四十四) 塩基性けい酸鉛	二〇〇キログラム
(四十五) けい酸鉛	二〇〇キログラム
(四十六) 酢酸鉛	二〇〇キログラム
(四十七) 三塩基性硫酸鉛	二〇〇キログラム
(四十八) シアナミド鉛	二〇〇キログラム
(四十九) ステアリン酸鉛	二〇〇キログラム
(五十) 鉛酸カルシウム	二〇〇キログラム
(五十一) 二塩基性亜硫酸鉛	二〇〇キログラム
(五十二) 二塩基性亜りん酸鉛	二〇〇キログラム
(五十三) 二塩基性ステアリン酸鉛	二〇〇キログラム
(五十四) 二酸化鉛	二〇〇キログラム
(五十五) 塩化バリウム	二〇〇キログラム
(五十六) カルボン酸のバリウム塩	二〇〇キログラム
(五十七) 水酸化バリウム	二〇〇キログラム
(五十八) 炭酸バリウム	二〇〇キログラム
(五十九) チタン酸バリウム	二〇〇キログラム
(六十) ふっ化バリウム	二〇〇キログラム
(六十一) メタホウ酸バリウム	二〇〇キログラム
(六十二) ピロカテコール及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(六十三) オルトフェニレンジアミン	二〇〇キログラム
(六十四) メタフェニレンジアミン	二〇〇キログラム
(六十五) 四―〔二―(四―ターシャリーブチルフェニル) エトキシ〕キナゾリン (別名フェナザキン) 及びこれを含有する製剤 (四―〔二―(四―ターシャリーブチルフェニル) エトキシ〕キナゾリン一丸・四%以下を含有するものを除く。)	二〇〇キログラム
(六十六) ブロム水素を含有する製剤	二〇〇キログラム
(六十七) ブロムメチルを含有する製剤	二〇〇キログラム
(六十八) 一―ブromo―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(六十九) ほうふっ化水素酸	二〇〇キログラム
(七十) ほうふっ化カリウム	二〇〇キログラム

(七十一) ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(七十二) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤（メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(七十三) ニーメチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤	二〇〇キログラム
(七十四) メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(七十五) 四ーメチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（四ーメチルベンゼンスルホン酸五%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(七十六) 硫酸を含有する製剤（硫酸六〇%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム
(七十七) りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一%以下を含有するものを除く。）	二〇〇キログラム

※令和8年3月31日から四一〔二一（四一ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（四一〔二一（四一ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン一・九・四%以下を含有するものを除く。）が危険物の規制に関する政令別表第2の総務省令で定める物質及び数量に追加されます。